

出荷制限指示後の管理の考え方(茶)

茶の出荷管理については、関係市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、神奈川県農業協同組合中央会及び農業協同組合等、関係機関の協力を得て、茶の出荷制限が指示された小田原市、南足柄市、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう、文書やホームページ等により周知する。

また、市町村等との連携、県関係機関の各種業務活動を通じて周知の徹底を図る。

(2) 流通対策

県内の荒茶工場及び仕上げ茶工場に対し、出荷制限が指示された市町村産の茶葉を扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村からの茶葉出荷への対応

出荷制限が指示された市町村以外の市町から産出される茶については、株式会社神奈川県農協茶業センター等出荷団体に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。